

# 鳥取県高等学校選抜等大会の共催について

鳥取県高等学校体育連盟

学校教育の一環として開催される大会の規模及び日程が、生徒の心身の発達から見て無理がなく、また、教育的配慮のもと、鳥取県高等学校体育連盟（以下、「本連盟」という）の運営に支障がないよう計画され、かつ次の条件を満たす場合、本連盟は開催競技団体の申請を受け名義共催をすることができる。

- 1 期 間 鳥取県高等学校体育連盟主催各種体育大会開催基準に準ずる。
- 2 予 選 選抜等大会予選のための新たな大会は開催しない。但し、現在開催されている県大会に選抜大会の予選を兼ねることができることとする。  
(新人大会等を予選に充てる場合は、本連盟主催大会とする。)
- 3 大会負担金 鳥取県高等学校体育連盟主催各種体育大会開催基準に準ずる。
- 4 申請と報告 申請 協会（連盟）長が大会開催1ヶ月前までに
  1. 申請書（高体連専門部様式第6号）
  2. 高体連専門部様式第1号又は第2号の計画欄に記入
  3. 大会要項を添えて本連盟会長宛に申請する。報告 協会（連盟）長は原則大会終了後1週間以内に報告を行う。
  1. 報告書（鳥取県高体連専門部様式第7号）
  2. 鳥取県高体連専門部様式第1号又は第2号の報告欄に追加記入
  3. 大会結果（専門部様式第3号）
  4. 大会プログラムを添えて本連盟会長宛に報告する。

※専門部による会計が発生する場合は、「中国・県大会事業後の報告に関して」に準じて報告する。

## 5 そ の 他

### (1) 選抜大会等の主催等について

県大会	主 催	鳥取県***協会（連盟） 鳥取県高等学校体育連盟
	後 援	（財）鳥取県体育協会 鳥取県教育委員会 他
中国大会	主 催	中国***協会（連盟） 中国高等学校体育連盟 開催県高等学校体育連盟
	後 援	開催県教育委員会 開催県体育協会 会場地市町村教育委員会 会場地市町村体育協会
全国大会	主 催	全国***協会（連盟） （財）全国高等学校体育連盟 他

- (2) 県立の体育施設の使用料減免については、要項等により協議する。
- (3) 役員委嘱は、競技団体長及び本連盟会長の連名で行う。（公印省略）

附則 平成22年12月14日改正実施